

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第56回）議事録

1 日時 令和3年5月19日（水）10：30～11：44

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、江崎 浩、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正（以上1名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

・電気通信事業部

今川 拓郎（電気通信事業部長）、大村 真一（事業政策課長）、
川野 真稔（料金サービス課長）、大内 康次（料金サービス課企画官）、
瀬島 千恵子（料金サービス課課長補佐）、
越後 和徳（電気通信技術システム課長）、鈴木 厚志（番号企画室長）、
水井 健太（番号企画室課長補佐）

（4）事務局

日下 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）議決案件

① 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

（2）諮問案件

① 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号
制度の在り方」について

【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、おはようございます。

ただいまから情報通信審議会第56回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員全員、8名中8名が出席させておられまして、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議決案件

①「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議決案件が1件、諮問案件が1件でございます。

初めに、議決案件について審議いたします。

諮問第1231号「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会主査代理の関口専門委員から御説明をお願いいたします。

○関口専門委員　ユニバーサルサービス政策委員会主査代理の関口でございます。おはようございます。

本日は、三友主査が御所用につき、代理として関口のほうから報告書の報告をさせていただきます。

それでは、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告いたしたいと存じます。

1月22日に総務大臣からの諮問を受け、現在、ユニバーサルサービスとしてあまねく全国で提供すべきものとして維持されている公衆電話、特に第一種公衆電話でござい

ますが、これにつきまして検討を進めてまいりました。

この公衆電話は利用の減少がかなり顕著になってまいりまして、モバイル通信の普及ということが最大の要因だろうと思います。

アンケートを実施いたしました。モバイル電源が切れてしまったときだけ公衆電話を使うというコメントも頂戴しております。

また、それに加えまして、人口減少、過疎化の進展等によりまして、公衆電話の利用が減少し続けているという現象がございます。

その一方で、災害時においては公衆電話の役割は相変わらず重要でありまして、改めて見直されるといった社会経済環境の変化を踏まえまして、検討を重ねました。

具体的には、まず、2月2日に自由討議を行いました。その後、2回のヒアリングを実施いたしました。2月26日には、電気通信事業者各社から公衆電話の状況、あるいは、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の考え方、そして、災害時における取組について伺いました。

3月18日は消費者団体、地方自治体から消費者目線に立った公衆電話の在り方、あるいは、災害時における地方自治体の取組、これは特に平時における災害時の訓練が足りずに、災害時には混乱を来してしまったというような、平時からの取組の重要性を強調されている自治体が多かったと記憶しております。

これらを受けまして、4月5日に論点整理を行いまして、4月26日に報告書案を審議し、お手元にごございます資料56-1-1のとおり、ユニバーサルサービス政策委員会としての報告書を取りまとめました。

具体的な報告書の内容についてでございますが、報告書を1枚お開きいただきますと、目次が出てまいります。「第1章 はじめに」として、今般の検討の経緯、検討の対象について記載しております。

第2章につきましては、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方について検討いたしました。

第3章は、災害時用公衆電話についてです。これは、かつて特設公衆電話という名称を用いておりましたが、その後、分かりやすいようにということで、今日では「災害時用公衆電話」としております。平時においては電話機を取り外しておいて、回線を開通した状態にしておきながら使用しないということとしており、設置場所は、公民館、小学校・中学校等、自治体が了解をくださっているところのほか、東京都内では、セブン

イレブンが設置に協力くださっています。災害時には、通信回線にジャックを差し込んで電話として使えるようにし、無料開放するという災害時用公衆電話をNTT東西の自主的な取組として設置を進めていただいておりますが、これをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについての検討をいたしております。

第4章・第5章におきましては、第一種公衆電話の設置基準並びに補填について整理いたしております。公衆電話の設置数を減少の方向に検討するとともに、災害時用公衆電話をそのための補填とすることを提案しております。

最後に、第6章におきまして、情報通信環境の変化を見据えた今後の検討の必要性について提言いたしております。

以上のような構成によりまして、ユニバーサルサービス政策委員会としての考え方を整理いたしましたのがこの報告書でございます。

本報告書の詳細につきましては、事務局から説明を引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　それでは、事務局より引き続きまして、資料56-1-1に基づきまして御説明いたします。

2ページにお進みください。「第1章 はじめに」、「第1節 検討の経緯」でございます。

本資料の後ろに資料2として諮問書をつけさせていただいておりますけれども、おおむねその内容を引き写させていただいているものでございます。

4段落目、「このように」以下でございますが、情報通信を取り巻く社会経済環境が大きく変化している中で、これまで公衆電話が果たしてきた社会的役割を踏まえつつ、災害時を含めて、より一層公衆電話を有効に活用できるようにする観点から、サービス提供の効率化等、必要な事項についての検討が求められているとしております。

3ページにお進みください。2段落目でございますが、本報告書は、上記の検討に基づき、利用者視点に立って、公衆電話をより一層活用できるようにするための取組の方向性について、提言を取りまとめたものであるとしております。

「第2節 検討の背景」、「1 携帯電話の普及」でございます。

常設公衆電話の利用が減少している背景として、同じく戸外における通信手段である携帯電話の普及が指摘されているところでございます。

下のグラフにもございますとおり、令和元年度末では、携帯電話・PHSの契約数は

1億8,700万件ということになってございまして、固定電話の契約数と10倍近い差が開いているところでございます。

4ページにお進みください。上段でございまして、20歳台から50歳台までで見ると、モバイル端末を保有している者は90%を超えている等、携帯電話が国民・利用者にとって重要な通信手段として定着してきていることが伺えるとしてございます。

「2 少子高齢化に伴う人口減少、過疎化の進展」につきまして、我が国の人口については、今後の急速な減少が予測されているということで、グラフを示してございます。

この本文につきまして、大変恐縮ではございますけれども、2の1段落目の2行目の「日本の将来推計人口」について、「平成20年推計」と書いてございますけれども、これは誤植でございまして、「平成29年推計」でございまして、訂正させていただきます。申し訳ございません。

続きまして、5ページにお進みください。老年人口に着目すると、とございまして、実際、高齢化が加速度的に進展することが見込まれるとしてございます。併せて、都市部への人口集中と過疎化の進展も見られるところでございます。

6ページにお進みください。こうした人口動態上の変化は、あまねく全国において低廉に利用可能であること等を確保する観点から維持されてきた第一種公衆電話との関係において、今後、公衆電話の採算性をより一層悪化させる可能性をもたらすものであるとしております。

「3 災害の頻発」でございまして。我が国においては、近年災害も頻発し、被害が甚大化する傾向が指摘されているところでございます。

2段落目の下でございまして、各地域において、被災時のライフラインとしての通信手段の確保は、非常に重要な課題となっているとしております。

「4 諸外国の状況」でございまして。詳しくは7ページの表にまとめてございますけれども、6ページに書いてございまして、欧米をはじめとする諸外国におきましては、公衆電話の数は減少傾向が見られるところでございます。我が国が、制度上、第一種公衆電話の設置台数、約10.9万台を維持し続けていることの差が拡大する状況にあるところでございます。

また、公衆電話については、米国のようにそもそもユニバーサルサービスの対象外とされている国が多く存在し、また、近年では、フランスのように対象から除外するという制度改正を行った例もあるところでございます。

8 ページまでお進みください。「第2章 ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方」、「第1節 ユニバーサルサービス制度について」でございます。電気通信事業法におけるユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務でございますけれども、第7条におきまして、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」電気通信役務と規定されているところでございます。

2 段落目、第一種公衆電話（市内通話・離島特例通信・緊急通報）と規定されているところでございます。第一種公衆電話がユニバーサルサービスとされている背景といたしましては、「社会生活上の安全」及び「戸外における最低限の通信手段」を確保する観点から定められているものでございまして、そのような社会的意義が認められ、現在に至っているものでございます。

下に図で示しているとおおり、赤の点線で囲われた部分がユニバーサルサービスの対象でございまして、後ほど申し上げますけれども、第二種公衆電話、また、災害時用公衆電話はその対象外とされているところでございます。

9 ページにお進みください。「他方、第一種公衆電話については」という段落でございます。平成14年にユニバーサルサービスの提供に要する費用の一部をNTT東西以外の電気通信事業者である接続電気通信事業者等が負担するユニバーサルサービス交付金制度が創設され、補填の対象となっているところでございます。

「第2節 ユニバーサルサービスとしての公衆電話の状況」、「1 常設公衆電話の現状」でございます。第二種公衆電話を含めた常設公衆電話は、平成14年度末ではNTT東西合計で58.4万台が設置されていましたが、令和2年3月末現在では15.1万台となり、急速な減少が見られる。利用状況については、通話回数は令和元年度では0.4億回まで減少しており、通信回数の減少率は96%となっており、利用者の公衆電話離れが加速する状況となっているところでございます。

10 ページにお進みください。「他方」というところで、利用者の受け止めについて見ると、アンケート調査において、過去1年間公衆電話を使用していないという回答が最も多く74%を占めているが、公衆電話がなくなると困るとの回答も一定数、23%存在したところでございます。

次の段落、第一種公衆電話については、全体的に通話料収入が減少してきているところでございます。月当たりの利用額が1,000円未満である第一種公衆電話は、平成15年は全体の1割以下でありましたけれども、令和元年度には全体の6割を超える状

況となってございまして、大幅な赤字状態となっております。

「2 災害時における常設公衆電話の役割」。このように公衆電話の利用は大幅に減少し続けているところであるが、災害時における有効な通信手段としての役割を担っていることが分かるとしてございます。

その他、災害時における公衆電話の役割につきまして、11ページで述べているところでございます。

12ページにお進みください。「第3節 第一種公衆電話の制度的位置づけについて」、「1 ユニバーサルサービスの対象としての第一種公衆電話」。上記のとおり、第一種公衆電話については、①社会生活上の安全、②戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービスとして位置づけられているところでございます。

1段落飛ばしまして、以上を踏まえつつ、現在の状況を見ると、近年、災害が頻発する中において、公衆電話は非常時の連絡手段として利用されており、引き続き、①「社会生活上の安全」としての役割が期待されていると考えられる。また、②「戸外における最低限の通信手段」としての役割については、従前に比べて低下していることは否定できないが、携帯電話を所有していない者が一定数存在していること等を考えると、役割がなくなったとまでは言えない状況にある。加えて、アンケート調査においても、最終的な通信手段としての公衆電話に寄せる信頼が一定程度存在していると考えられる。上記を踏まえると、現時点において、第一種公衆電話をユニバーサルサービスから積極的に除外しなければならない必要性があるとは言い難く、引き続き、対象とすることが適当と考えられるとしております。

13ページにお進みください。今後の情報通信環境を見据えると、第一種公衆電話が果たす役割は、携帯電話を補完する色合いがより強くなっていくことが予想される所であり、今後、携帯電話の普及状況を含む環境変化を見極めつつ、検討していく必要があるとしております。

「2 第一種公衆電話の市内通話の取扱い」について、現在、第一種公衆電話については、市内通話がユニバーサルサービスの対象となっておりますけれども、市内通話と市外通話の利用比率が安定的に推移していること等を踏まえると、引き続き、その考え方を維持することが適当としてございます。

続きまして、14ページにお進みください。「第3章 災害時用公衆電話」、「第1節 災害時用公衆電話について」でございます。御案内のとおり、災害時用公衆電話は、

NTT東西が災害時に避難所等において公衆電話の通話ニーズに対応するために設置・運用する電話であり、無料ということで提供してございます。

災害時用公衆電話には、大別して、事前設置型と事後設置型がございます。NTT東西は、事前設置型の災害時用公衆電話について、順次設置を進めており、東京23区においては、一部のコンビニエンスストアとの連携による設置もされているところでございます。

15ページにお進みください。「第2節 災害時用公衆電話に期待される役割について」。災害時用公衆電話は、常設公衆電話と同様の機能を持っているが、避難所等に集中的に設置され、被災時にのみ利用可能となるものであり、被災エリアの通話ニーズを満たすことを目的としたものである。アンケート調査においても、大規模災害の発生時において緊急的な通信需要を満たすことが期待されていると考えられるとしております。

16ページにお進みください。当委員会においてヒアリングを行った自治体においても、災害時用公衆電話の有用性が高く認識されているとしております。

「第3節 災害時用公衆電話の制度的位置づけについて」。現状について、3段落目にございますとおり、災害時用公衆電話については、法令上、第一種公衆電話として位置づけられておらず、ユニバーサルサービスの対象となっていないところでございます。

17ページにお進みいただきますと、この点につきまして、委員からの意見といたしまして、災害時用公衆電話の利用状況を踏まえれば、第一種公衆電話と同等の正規の制度として扱うべき時期に来ている等の御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、「3 方向性」でございます。災害時用公衆電話の現状を見ると、災害の頻発に伴い、「社会生活上の安全の確保」という第一種公衆電話の役割を実質的に代替してきていること、また、災害時において、「一定の移動圏内における最低限の通信手段」としての利用環境が整備されていること等を踏まえれば、機能面において、災害時における第一種公衆電話の役割を実質的に代替していると認められる。また、利用者視点に立って見ると、誰でも使用できる「公衆電話」の一種として、広く認知されていると整理できる。以上の環境変化を踏まえると、常設公衆電話の利用は大幅に減少している中で、災害時用公衆電話は、災害時を中心に、機能面・認知面のいずれにおいても、第一種公衆電話が果たしている社会的役割を代替するものとしての位置づけを高めており、ユニバーサルサービスとして制度上位置づけることが適当であるとしております。その上で、安定的な役務提供を確保する観点から、維持に要する費用の一部を

交付金の対象とすることが適当であるとしております。

続きまして、18ページにお進みください。「第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について」でございます。「事前設置型」の災害時用公衆電話について、制度的にユニバーサルサービスとして位置づけるに当たっては、第一種公衆電話と同様に、「あまねく」利用できることを制度的に担保する必要がある。そのため、一定の移動圏内に1台ずつ設置され、被災時に利用できる環境を整備する必要があることから、一定の地理的要素を含んだ設置基準への適合を求める必要がある。具体的には、現在のNTT東西の取組を参考にした上で、設置には地方自治体等の協議が必要となる等の制約があることも踏まえ、例えば、総務省において、まずは現行のNTT東西の設置状況を鑑み、一定の基準を定めた上で、必要に応じて見直すことが適当であるとしております。

「事後設置型」の災害時用公衆電話については、具体的にどのように定義するかについて、引き続き検討する必要がある。いずれにせよ、災害時用公衆電話については、今後、総務省において、NTT東西の取組状況をフォローすることが適当であるとしております。

「第5節 補填の考え方について」でございます。現在、災害時用公衆電話に要する費用については、NTT東西が設置工事の費用を負担しているが、アクセス回線に係る費用については接続料に転嫁することとした上で、毎年、総務大臣の許可にかからしめている。他方、通話に係る費用については、接続事業者の間で、相互に請求しないことを取り決めているところでございます。

19ページの2段落目でございます。今般、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけるに当たり、費用負担についても、それに応じた制度的措置を講じる必要がある。災害時用公衆電話は、必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要がある。安定的なサービス提供の必要性と交付金の規模とのバランスを図る観点から、適切な補填対象の範囲を決定する必要がある。特に、これまで災害時用公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではなく、交付金による補填をしていなかったため、今回、交付金の対象とすることにより、最終的には利用者に転嫁されることを踏まえれば、総額として国民への転嫁を増やさない範囲で検討を進めることが必要であり、後述する第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、補填対象やその導入時期を検討していく必要があるといたしまして、具体的にはということで、設置費用・アクセス回線費用・通話費用の3つそれぞれについて補填

の考え方を整理していく必要があるとしております。

「① 設置費用」でございます。設置費用につきましては、国内の避難所において設置が完了しており、今後予定される増設も限定的であるということから、現時点では、今後発生する設置費用を補填対象とすべき合理的な理由があるとは言い難いとしまして、当分の間、設置費用を補填対象とする必要はないと考えられるとしております。

20ページにお進みください。アクセス回線費用でございます。現在の災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ、関係者の理解が十分に得られるよう、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要があるとしております。

「③ 通話費用」でございます。現在、NTT東西と接続電気通信事業者等の間で、お互いに費用を精算しないとの取決めがなされているところであります。通話費用は、災害時に限って発生するものであり、規模も小さく、現時点で補填しなければならない合理的な理由があるとは言い難いとしまして、当分の間、上記の取決めを継続することを前提として、補填対象とする必要はないとしております。

21ページにお進みください。「第4章 第一種公衆電話の設置基準について」でございます。「第1節 公衆電話の効率化について」。今般、災害時用公衆電話についても交付金制度の対象とすることから、仮に第一種公衆電話に対する補填の在り方を見直さない場合、結果的に、負担金の規模が増大することが見込まれる。他方、災害時用公衆電話を第一種公衆電話の機能を代替するものとして制度上位置づけるという趣旨に照らせば、公衆電話サービス全体を維持するための費用については、できる限り抑制を図るとともに、その中で、実際の利用ニーズに応じた費用配分となるようにすることが適当であり、第一種公衆電話の設置基準について、効率化の観点から、改めて見直すことが適当であるとしております。

「第2節 第一種公衆電話の設置基準等の在り方について」の「1 現状」。現在、第一種公衆電話の設置基準は、「市街地ではおおむね500m四方、その他の地域ではおおむね1km四方に1台」という「メッシュ基準」を設定しているところでございます。

22ページにお進みください。第一種公衆電話を効率化するためには様々な方策が考えられるが、費用の大宗を端末費用が占めるコスト構造を踏まえれば、設置基準の在り

方について検討することが必要であるとしております。

「3 効率化の方向性」にお進みください。「ア 設置基準について」でございます。第一種公衆電話が、戸外における最低限の通信手段としてユニバーサルサービスに位置づけられていることを考えると、一定の移動可能圏内に1台ずつ設置するという「メッシュ基準」の考え自体は、引き続き適当であると考えられる。その上で、効率化を図る観点から、メッシュ基準について緩和を図る場合、同様に徒歩可能圏域を念頭に置いた他の基準の例を踏まえれば、現在の2倍の距離、すなわち市街地ではおおむね1km、その他の地域ではおおむね2kmまで延長することは、許容されると考えてもよいのではないかと考えられる。この場合、最低限維持すべき台数としてはおおむね現在の1/4となることから、現在の第一種公衆電話の設置台数についても約2.7万台を維持すればよいこととなる。この台数は、一般的に徒歩圏内にあると考えられる小学校・郵便局等の数と比べても遜色のない水準であるとしております。

上記のような考え方に基づいて、必要設置台数の基準を緩和する場合、NTT東西においてそれに伴う利用者利便性の低下をできるだけ軽減するための工夫を講じることが求められる。例えば郵便ポストの設置基準も参考にしつつ、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるよう、総務省及びNTT東西において具体的な設置の考え方について整理すべきとしております。

「イ 戸外における最低限の通信手段の考え方について」。現在、第一種公衆電話について、NTT東西は、省令上の規定を考慮し、「戸外に設置する」公衆電話を第一種公衆電話と整理する一方、「屋内に設置する」公衆電話を第二種公衆電話と整理しております。

24ページにお進みください。しかしながら、多くの国民・利用者にとって、戸外か屋内かという区別は意識されていないと考えられる。本委員会においても、利便性を重視する観点から、病院等に設置されている第二種公衆電話を第一種公衆電話としてもいいのではないかという意見もあったところでございます。ユニバーサルサービスとしての第一種公衆電話を、外出時における最低限の通信需要を満たすものであると捉えた場合、必ずしも設置場所そのものが戸外である必要はなく、容易に出入りすることができる場所に重点的に設置することを重視し、戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別するという運用を見直すことが適当であるとしております。

「4 周知広報の必要性」。25ページにお進みください。第一種公衆電話が今後削

減される場合、これまで以上に、公衆電話がどこに存在しているか把握しやすくすることが、利便性の低下を防ぐ観点から重要となるとしまして、NTT東西において一層取組を強化することが適当としております。

26ページにお進みください。「第5章 第一種公衆電話の補填について」。「第1節 基本的考え方」。現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の収支状況を踏まえると、この傾向に変化は見られないことから、補填については同様の考え方を採ることとした上で、必要な台数の維持については交付金の対象とすることが適当である。その上で、第一種公衆電話については、交付金全体の支出を抑制する必要があることから、設置基準の緩和等を図ることが適当としたところである。NTT東西においては、このような見直しの趣旨を十分に踏まえ、費用の一層の削減に努めることにより、国民・利用者の負担の抑制を強力に進めるべきであるとした上で、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましいとしております。

「第2節 マイグレーション後の取扱いについて」。令和6年1月に予定されるメタルIP電話の提供開始によりまして、距離別の通話料区分がなくなる予定であることを踏まえ、NTT東西の料金体系の見直しは、現行規制との整合性をどのように図るかという観点から課題となる。とりわけ、補填対象となる通話料の取扱いについて見直しを行う必要があるとしております。

飛びまして、28ページまでお進みください。「第6章 おわりに」でございます。「第1節 情報通信環境の変化を見据えた今後の検討」。第5章で述べたように、メタルIP電話の提供を見据え、まずは交付金の補填対象について検討する必要があるが、その後の取扱いについても様々な課題がある。例えば、将来的にメタル回線の撤去が進み、アクセス回線が光ファイバに置き換えられた場合、局給電の機能がなくなるのではないかといったような点について整理していく必要がある。

まずは、NTT東西において概括的な検討を行い、必要な情報提供を行うことにより、規制環境がそれに応じて適切なものとなるようにしていくことが重要である。また、上記のとおり、今後の携帯電話の一層の普及等を見据えれば、公衆電話を取り巻く環境は、今後も変化してくことが見込まれることから、利用状況の動向や国民・利用者の意識の変化を定点的に観測し、必要に応じて検討を加えることが求められるとしております。

「第2節 公衆電話の一層の活用方策」。公衆電話が、国民・利用者の負担により成

り立っている不可欠サービスであることを考えると、単に縮退するサービスとしてのみ捉えることは適当ではない。公衆電話がこれまで果たしてきた社会的役割を踏まえ、災害時を含めて、より一層公衆電話を有効に活用できるようにするという視点を持つことが重要であるとしております。NTT東西においては、アイコンとしての価値を地域活性化や収入につなげることも視野に入れ、既存サービスの効率化に加え、活用方策についても検討すべきであるとしております。

29ページにお進みください。引き続き、NTT東西において、災害時用公衆電話の設置等について自治体との連携を深める等により、公衆電話が地域に根ざしたサービスとなるよう、取組を強化していくことが期待される。公衆電話については、これまでも審議・検討が行われてきたが、制度開始以来、具体的な制度見直しの提言が行われるのは今回が初めてとなる。本報告書を受け、着実な制度整備・運用が図られるとともに、その後も社会経済環境の変化を踏まえて、ユニバーサルサービス制度を含めた公衆電話の在り方に関する議論が適時適切に行われるべきであるとしております。

大変駆け足で恐縮でございましたけれども、報告書の内容については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森川部会長　ありがとうございました。

大橋委員が途中で御退席と伺っていますが、大橋委員、いかがですか。

○大橋委員　お気遣いいただいてどうもありがとうございます。

まず、ユニバーサルサービスの議論を久々に着手していただいて、このような形で報告書にまとめていただいたこと、関口専門委員をはじめ、事務局の皆様方にまずもって感謝申し上げます。

今回の報告書の「おわりに」で説明いただいたところですが、今後の携帯電話の一層の普及等を見据えて、必要に応じて検討を加えるとあります。

やはりこの間、コロナ禍ということもあり、基礎的電気通信役務の2つの条件をいただきましたが、1つ目は社会生活上の安全、2つ目は戸外における最低限の通信手段の確保という考え方も、今の足元から今後、大きく変わっていくこともあるかと感じております。

今回、コロナについてはあまり文章の中で触れられているところではないですが、そうしたことを踏まえると、このユニバーサルサービス全体の中で、第二種公衆電話も含めて、若干拡大するような印象も与えると思いますけれども、遅滞なく議論を進

めていく。これは、必要に応じてもそうですけれども、遅滞なくやっていただくことが非常に重要かと思っていますので、ぜひ今後、引き続きの御検討をよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○森川部会長　大橋委員、ありがとうございます。

それでは、江崎委員、お願いいたします。

○江崎委員　どうもありがとうございます。

ユニバーサルサービスの議論が始まったことは大変いいことだと思いますが、1つ、気になったのは、NTT東西というところから外れないというのは、違和感があって、効率化を進めるということが目的になっている。もちろんNTT東西がこれまで負担していただいていたということはあるとは思いますが、有線ではないユニバーサルサービスも、別の委員会で認めているということを含み、提供の形というのが変わってきているというのをさらに進めていく必要があるだろうという意味では、この報告書の一番気になるところは、災害時用の携帯電話サービスも電話であって、NTT東西しか入っていないのは、かなり違和感がございます。

多くの場合、電話はもちろん皆様が必要としていることから、ユニバーサルサービスとしての電話は必要なわけですけれども、ほとんどのユーザーはSNSが通じることのようなデジタルコミュニケーションができることがユニバーサルサービスとしての位置づけとして非常に高くなっており、これは災害時にとっても強い要求になるはずで

そういったときに、有線での電話サービスでの縛りでNTT東西だけになるというのは、おそらく競争原理も含めたところで積極的に検討する必要があるのではないかと考えており、この報告書を、第一報としてはいいのですが、その辺りをしっかりと考える必要があるのではないかと思いました。

また、アンケートも読ませていただきましたけれども、電話のサービスが必要なのかということは、もちろん、いわゆるインターネットのデジタルサービス以外のものを使えない、それが使えない方がいらっしゃるという考慮は必要にしても、それ以外のものというところも、インフラストラクチャーの見直しとしては非常に重要になってくるはずだと思いますので、そうなったときに、NTT東西には感謝しつつ、しかしながらNTT東西以外の事業者も含めて競争環境もしっかりとつくっていくということを、テクノロジーの進化も考えた上で議論するべきではないかと思いました。

以上でございます。

○森川部会長 江崎委員、ありがとうございます。

それでは、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 中央大学の石井です。御説明いただきましてありがとうございます。

報告書に関しましては、大変分かりやすくおまとめいただいていると思います。

今回のおまとめに関しまして、第一種公衆電話の数を見直して、戸外・屋内の区分の見直しも含めて、必要な場所に必要な電話を設置するという検討の方向性、それから、災害時用公衆電話をユニバーサルとして制度上、位置づけるとともに、追加の費用負担が利用者にかからないようにする。そうした方向性に関しては異論ございません。賛成したいと思います。

その上で、大橋委員もおっしゃったところですが、特に重要な点として申し上げたいのは、この検討を継続的に行っていく必要があるということであると考えております。

報告書の28ページにもお書きいただいているところでありますが、携帯電話の一層の普及等を見据えて、ユニバーサルサービスとしての公衆電話を取り巻く環境変化が生じるということ。そうした変化を踏まえて、必要に応じた検討を行うといったことが述べられている点は非常に重要であると思われました。報告書全体からもそのような趣旨はうかがえるところであります。

ネットワークを取り巻く環境変化に関しては、スピードは年々増しておりまして、現状ではスマートフォンの依存が非常に高いという中で、社会生活上の安全を確保するという役割における公衆電話の位置づけというのは一層変更を迫られてくるだろうと考えております。

他方、スマートフォンも万能というわけではないでしょうし、スマートフォン以外の技術もどんどん出てくるかと思えます。

そのような中で、公衆電話のニーズが失われてしまったので切り捨ててしまうというのも、現状では利便性を損なってしまう面もあろうかと思えます。平時であっても緊急時であっても、通信手段が複数存在する、選択肢があるということが消費者、それから、社会全体の利便性の維持という観点から望ましいと考えております。

したがって、今回の報告書を第1ステップとしまして、今後も社会環境の変化に合わせて、柔軟かつ段階を経る形で公衆電話の在り方を公平な視点から、客観的な視点から引き続き検討するということが重要であると考えております。以上です。

○森川部会長 石井委員、ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがですか。

○大内料金サービス課企画官 事務局から1点、受け止めにさせていただければと思います。

ありがとうございます。

江崎委員から、第一報としての評価をいただいた上で、議論がNTT東西に限られていることについては、未来志向の検討もということで御指摘いただいたものと理解してございます。我々もその点は重々承知してございます。

現在、電気通信事業法に基づくユニバーサルサービス制度というのは、技術中立的であり、必ずしも提供主体がNTT東西に限る形で制度化されているものではございませんけれども、技術的経緯もございまして、実際的にはNTT東西の電話サービスというものを中心に組み立てられてきたという側面があるかと思えます。

したがいまして、それを踏まえて今後の改善を図っていく上で、今回、こういった形での提言を取りまとめさせていただいたところでございますけれども、当然ながら、報告書の中にもお書きいただいておりますとおり、今後の技術の進展を踏まえて、特に予断なく様々な環境変化を踏まえた検討を行っていく重要性については、我々も理解をしているところでございまして、ぜひ引き続き委員の皆様の御助力をいただきながら、未来志向の検討を進めていければと思いますので、そのまさに第一歩ということで、今回の報告書について受け止めていただけると大変ありがたいと考えております。

○森川部会長 ありがとうございます。

委員の皆様からいかがですか。

今、大内企画官から御説明いただきましたが、私自身も今回は非常に、小さいかもしれませんが、一歩踏み出している。一石を投じているというような位置づけかと思えますので、引き続き、今後のさらなる議論につなげていただければと思います。

ありがとうございます。

ほかにも御意見・御質問等はございますでしょうか。 定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、資料56-1-1、ユニバーサルサービス政策委員会からの報告書につきまして、先ほどの大橋委員からの御意見を踏まえた一部修正につきまして、部会長の私に御一任いただき、修正したものを当部会の答申（案）として、その答

申（案）につきまして、広く国民から意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御異議がある場合はチャット機能でお知らせいただければと思います。

よろしいですか。

それでは、案につきまして意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては事務局に一任することとしたいと思います。

ありがとうございます。

諮問案件

- ①「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

- 森川部会長　　続きまして、諮問案件の諮問第1232号、「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付けで議事規則第11条第8項の規定により、当部会に付託されたものです。

今回、資料56-2-2につきましては、一部、事業者の経営上の秘密に関する事項が含まれていることから、傍聴の方には一部部分を消した資料の配付としております。こちら御了承のほどお願いいたします。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

- 鈴木番号企画室長　　番号企画室長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から資料56-2-1、諮問書についてまず御説明申し上げたいと思います。

諮問の別紙のほうをお開きいただければと思いますが、諮問第1232号、デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方。

1、諮問理由でございますが、令和元年5月に施行された電気通信事業法の改正により、電気通信番号制度が大きく変わり、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供す

る電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成する等の手続が新たに必要となりました。

本改正から約2年が経過し、電気通信市場や社会環境の変化が進み、多様なサービスが出現するとともに新たなニーズに対応していこうとする動きも見られている。

このうち、音声伝送携帯電話番号を用いた音声電話サービス、固定電話番号を利用する転送電話サービスについては、電気通信事業者から、技術の進展、新型コロナウイルスの感染拡大、社会のデジタル化への移行促進等の状況も踏まえて、多様なサービスを創出する観点から制度の見直しの検討を求める意見も寄せられている。

については、上記のサービスを中心とした当面の課題に対処するため、電気通信番号を使用する際の条件等について、これまでの議論を踏まえつつ検討を行う必要がある。

以上により、デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方について諮問するものである。

2、答申を希望する事項。

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方。

3、答申を希望する時期。

令和3年12月頃。

4、答申が得られたときの行政上の措置。

今後の情報通信行政の推進に資する。

ということでございます。

それでは、詳細な説明を資料56-2-2、パワーポイントの資料で御説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお開きいただければと思います。

これは全体のサマリーでございますけれども、主な検討課題、大きく2つございます。

1つが、音声伝送携帯電話番号（090等）の指定の在り方の検討でございます。

これは現在、MNOにのみ指定しておりますけれども、これをMVNO等に番号指定の拡大を検討するといったことの議論をお願いしたいと思っております。これが1点です。

2点目が、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討。

これは、実は平成30年に一度御審議いただきました。そのフォローアップということで、転送電話サービスを巡る現状、今後の動向を整理しながら、基準の見直し・整

理・明確化といったものを御議論いただきたいと思っております。

最後、その他ということで、これから事業者ヒアリングも予定しておりますが、その中で検討すべき事項があれば、併せて検討していきたいというふうに思っております。

これが全体概要でございます。

それでは、早速、具体的な説明に入りますけれども、資料の3ページをお開きいただければと思います。

まず、電気通信番号制度の概要を少し御紹介したいと思います。

諮問書でも申し上げましたけれども、令和元年に改正電気通信事業法が施行され、新しい番号制度を制定いたしました。従来の制度は、少しラフな言い方をしますと、回線設備を設置する、比較的大規模な事業者が番号の指定を受ける制度でございましたけれども、改正後は、番号を使用する全ての事業者がその使用について認定を受ける制度とし、総務大臣がその認定の基準としての電気通信番号計画、これはまた後で出てきますけれども、これを定める制度に移行してございます。

この認定を受けるのには3つぐらいのパターンがございます。真ん中のポンチ絵を見ていただければと思いますが、1つは、左上の黄色い吹き出しです。NTT東西さん、MNOさんなど、いわゆる電気通信設備を設置してサービスを提供する事業者さんは、計画の認定を受けるとともに、言わば2階建ての基準をクリアしまして、番号の指定も併せて受けております。

その他の事業者は、この番号の指定を受けた事業者から番号の卸を受けてサービスを提供することになりますけれども、まず、一番右の黄色い吹き出しでありますけれども、MVNOさんなど、いわゆる単純再販をする場合、これは個別に認定を受けるのではなく、総務大臣が定める標準使用計画、上に赤い字で書いておりますけれども、これと同じものを作成したときに認定を受けたものと見なされるといったような扱いになります。

真ん中の黄色い吹き出しになりますけれども、番号の卸提供は受けるんだけれども、何らかの設備を設置してサービスの提供を行う事業者、今回、まさに議論の対象になります固定電話番号を使用した電話伝送役務を提供する事業者、こうした事業者につきましては、個別に大臣の認定が必要となるといったような立てつけになってございます。

これが全体の制度の概要でございます。

それでは、4ページをお開きいただければと思います。

現行制度における現状でございます。縦軸が電気通信番号の種別、横が番号指定、使

用状況を示しております。

主立ったところだけかいつまんで説明しますと、一番上、固定電話番号、0AB～J、東京の場合は03ですけれども、これについては、20者に番号の指定を行っているところでございます。

上から3段目、音声伝送携帯電話番号につきましては、5者、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、楽天モバイルさん、沖縄セルラーさんに指定しております、2億7,000万の番号容量がありまして、10万単位でこれを指定し、指定率が約9割、使用率が7割といったような状況になってございます。

これが全体の概要ですので、詳細は説明を省略します。

それでは、6ページをお開きいただければと思います。

大きな柱の1つ目、携帯電話番号の指定の在り方の現状ということで説明いたします。制度の現状のところになりますけれども、自ら音声伝送携帯電話番号の指定を受けようとする場合、携帯電話基地局の免許を受けていることが要件の1つとなっております、その下の文字にありますけれども、技術基準の適合などの要件も求められるということでございます。

また、番号指定の有無にかかわらず、緊急通報、番号ポータビリティを可能とすることが求められるといったことでございます。

その下、MVNOからの要望についてということで、ここの記述は一部のMVNOからの、例という扱いになりますけれども、今後、自社が設置するIMSという音声提供の基盤となる装置をMNOと接続することによって、音声相互接続を実現し、ホストMNOに縛られずに多様なサービスを提供していきたいといった観点から自ら指定を受けたいといったような意向が示されているところでございます。

7ページをお開きいただければと思います。

音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件です。

前ページでかいつまんで申し上げましたけれども、条件の概要です。リード文にありますけれども、この条件は、電気通信番号計画に規定がございまして、下の表にありますとおり、大きく5つの条件がございまして、上2つの条件、緊急通報、番号ポータビリティ。この基準につきましては、番号の指定を受けているかどうかにかかわらず、番号を使用する場合に求められる条件でございますが、その下の3点、携帯基地局免許、技術基準への適合、他事業者との接続につきましては、番号の指定を受ける場合に追加的

に必要となる基準ということでございます。

8ページをお開きいただければと思います。

諸外国の状況ということで、諸外国ではどうなっているかということでございますけれども、今後、さらに具体的な調査はしていきたいと思いますが、イギリス・オランダ・フランス・スペイン・ドイツにつきましては、一定の要件の下、MVNOも番号の指定を受けることができるようになっていくといったような状況が見て取れます。

9ページをお開きいただければと思います。

以上までを踏まえまして、今後の検討課題ということでございますけれども、1点目、MVNO等からの要望、諸外国の状況などを踏まえまして、MVNO等への番号指定の可否、あるいは、仮に番号指定を可とする場合の指定の要件をどうするかといった辺りを御議論いただきたいと思っております。

2点目、2ポツでございますけれども、上記、1ポツの検討に併せて検討が必要となる点が2点でございます。

1点目が、データ伝送携帯電話番号、020番号でございますけれども、これは音声以外にM2M等に使用されている番号でございますけれども、これにつきましても無線局の設置要件というのがありまして、この指定要件についても、仮に1ポツの要件を見直す場合には併せて検討していただきたいということでございます。

もう1つが、番号資源の効率的な使用、番号容量の確保といった観点から、現在、10万単位で指定しております単位数をどうするか。これまでの審議会等の検討において、音声伝送携帯電話番号が枯渇することなどを念頭に置いて、060番号を将来使っていくということで留保しておりますけれども、この開放時期をどうするかといった点も併せて御議論いただきたいというふうに思っております。

以上、大きな論点の1つ目の説明でございます。

続きまして、大きな論点の2つ目、転送電話の関係でございますけれども、11ページをお開きいただければと思います。

真ん中にポンチ絵がございまして、着信転送・発信転送をイメージしておりますけれども、企業ユースを例えて言いますと、外出中、テレワーク中に会社にかかってきた電話を職員の携帯に転送したり、あるいは、職員が携帯電話から会社の番号を使って、表示させて発信する。こういうことが可能になっているということでございます。

資料の下のほうに転送電話の定義を小さく書いておりますけれども、転送電話の定義

は、利用者の端末設備等に着信した通信を自動的に転送するものとの規定になっております。

また、後で議論になりますけれども、こういった定義になっております。

それでは、12ページをお開きいただければと思います。

前回、平成30年に答申をいただきました概要でございます。

リード文に書いておりますけれども、主に企業ユースとして利便の向上が図られている一方で、一般利用者に意図的に誤認を与える利用も可能であることから、その提供の在り方が課題とされまして、ルールの御検討をいただきましたが、その後のフォローアップもしっかりやっけていこうといったような整理になっております。

概要は大きく4点でございますけれども、1点目が地理的識別性の確保ということで、03の場合を例えて言いますと、北海道に居住している方が03の番号の転送電話を利用することは適当ではございませんので、03地域に契約者の拠点があることの実在確認、本人確認を適切に行うこと。そして、固定電話回線が03区域にあることをしっかり担保する。このように整理をいただきました。

その下、緊急通報の確保でございますけれども、通話を転送しますと、緊急事態が発生している実態、場所と乖離しますので、発信転送の場合は緊急通報を不可能とすること、着信転送の場合には通報者が適切な措置を講じるということを整理をいただきました。

そして、右上、通話品質の確保でございますけれども、固定電話網以外の転送区間で一定の通話品質を確保すること。そして、それが満たせない場合の措置を講じることというふうにされました。

そして、最後、番号の卸を受ける番号非指定事業者への対応ですけれども、こうした者に対するルール整備が必要ということで、冒頭、制度の概要で申し上げましたけれども、番号制度上の認定ですとか、あるいは、必要な定期報告といったものを求めているところでございます。

13ページをお開きいただければと思います。

前ページの答申を踏まえまして、総務省として電気通信番号計画において使用の条件を定めたものでございまして、①から④というのを御確認いただければと思います。

③に脚注がございますけれども、電話回線の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置されていること。この要件でございますけれども、いわゆるクラウド上での

サービスの進展などを踏まえまして、住んでいる家あるいは会社ではなくても、同じ番号区画内にあるデータセンターなどにおいて電話が利用できる状態にある場合には、ここで言う拠点に設置されているものとして運用しております。

なお、この表の下の米印にございますけれども、令和元年の制度施行以前から、電話転送役務を提供している事業者に対しましては、経過措置としまして、来年の5月まで基準の一部を適用しないというような措置を講じているところでございます。

14ページをお開きいただければと思います。

これが現在の認定の状況ということでございまして、現在、83者が認定を受けてサービスを提供しており、41者が今、申し上げたような経過措置の特例を受けて提供しているといったような実態でございます。

15ページをお開きいただければと思います。

これが電話転送役務の提供形態として典型的な4パターンに分類して示したものでございます。横軸が番号の指定を受けているかどうか、縦が電話回線をどこに引いているかを示している図でございます。

制度の定義に従ったパターンはパターン2になりますけれども、さきに申し上げましたとおり、居所等に本来電話回線が引けるだけけれども、技術の進歩等々の観点から、同じ番号区画内にあるパターン4のようなデータセンター、あるいは、パターン3のような事業者の局舎に回線設備を設置して電話が利用できる状態にある場合には活動の拠点に設置しているものとして運用しているところでございます。

なお、今後、様々なパターンの提供規模があるものと想定しますけれども、事業者ヒアリングなどを通じて確認していきたいと思っております。

16ページをお開きいただければと思います。

特殊詐欺の現状と取組ということでございまして、警察庁さんの資料などを基に作成しております。

リード文の1点目にありますとおり、電話転送機能を悪用した詐欺というのが近年増加しているということでございまして、政府の取組としましても、総務省も警察庁と連携しまして、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止の措置ですとか、電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化、こういった取組を実施しておりますので、御紹介申し上げます。

17ページをお開きいただければと思います。

協会の取組の紹介でございますけれども、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会の取組ということで、この協会は様々な通信を統合するユニファイド通信の普及促進の観点から、クラウドPBXあるいはテレワークを推進する事業者団体でございます、下に会員がございますけれども、こういったメンバーを会員として取組をしております。

その活動の中で、真ん中に絵がありますけれども、転送電話に関する協会標準識別音の制定ですとか、あるいは、特殊詐欺犯罪撲滅に関する声明、こういったような活動もしているところでございますので、紹介させていただきました。

18ページをお開きいただければと思います。

以上を踏まえまして、検討課題でございますけれども、まず、1点目、電話転送役務に係る現状の提供形態、そして、今後の動向、新しい提供形態を整理したいと考えております。

その上で2点目、(1) 地理的識別性、社会的信頼性という言葉がありますけれども、こういった点を念頭に置きながら、固定電話回線の設置の条件ですとか、あるいは、転送電話役務の定義、この辺りについて御議論いただければと思っております。

そして、3点目、転送電話が不適正に利用されているといった実態も、残念ながらございますので、改めて電気通信番号制度上のルールの在り方についても御議論いただきたいと思っております。

大きな論点の説明は以上でございますけれども、最後、資料の20ページをお開きいただければと思います。

今後の検討スケジュールになりますけれども、本日、諮問後、具体的な検討は電気通信番号政策委員会において行っていただきたいと思っております。

6月にヒアリングを2回やり、7月以降に論点整理といった形で進めていきたいと思っております。

そして、最後、21ページでございますけれども、ヒアリングの概要ということで、6月上旬と6月下旬に予定しておりますけれども、それぞれの大きなテーマにつきましてヒアリング対象候補の方をこれから選定いたしまして、ヒアリングをしていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森川部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたらお知らせいただけますでしょうか。いかがですか。

泉本委員、お願いいたします。

○泉本委員　ありがとうございます。

電話番号のほうで質問と、意見が1つです。質問は、MVNOの会社が、小さい会社から大きい会社まであると思いますが、資本が充実してなくて、途中で倒産してしまったときに、そのMVNOを通してサービスを契約していた契約者、消費者は、そのサービスの担保をどのように考えたらよいのでしょうか。倒産してしまったときに、自分の携帯が入っていたら使えなくなってしまうのか。そのような質問です。

もう1点、やはり会社の大きさに大小があるので、仮に番号を卸する場合の話ですが、先ほど10万単位で割り当てているとありましたが、もしもこのような小さい会社でしたら、10万もサービスの提供できない（契約本数がそこまで伸びない）ということもあるかと思うので、この単位を小さくするか、あるいは計画に従った数で卸をするとか、そのようなことも検討した方がよいのではないかと思います。2番目は意見でございます。

1つ目が質問ですので、よろしくお願いいたします。

○森川部会長　事務局、お願いします。

○鈴木番号企画室長　この音声伝送携帯電話番号の指定を受けたいと考えているMVNOさんはそんなに多くはないんだと思います。

そういった意味で、比較的小規模なMVNOさんがこの指定を受けたいというような状況というのは想定されないんですけども、7ページ、今、番号の指定を受ける場合の要件というものが携帯基地局の要件ですとか、あるいは、技術基準への適合ですとか、あるいは、他事業者さんとの接続ですとか、あるいは、緊急通報を緊急通報機関につながりこまなくてはいけないといったような基準がこれから考えられますので、やはり電気通信番号の指定を受けるということはそれなりの事業者でないとできないと思っております。まさにどういった事業者がこの指定を受けて、どういった体力のあるような事業者が指定を受けるべきかといった辺りをこれからまたヒアリングなどを通じて御議論、御検討いただければと思っております。

また、必要な単位、10万という単位、まさに今、MNOさんの加入者数などを想定して10万という単位にしておりますけれども、MVNOさんはもう少し小規模な事業

者さんになりますので、その辺りについても、検討課題に挙げておりますけれども、併せて御検討いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○泉本委員 ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員 熊谷でございます。

本件は、今朝の日経新聞の1面に出ておりましたので、国民の関心も非常に高い、極めて重要な案件であると認識しております。

まず、モバイル市場におけるデータ通信料金につきましては、武田大臣のリーダーシップもあり、これまでに一定の低廉化が図られつつありますけれども、音声通話料金についても公正な競争を通じて、今後、より一層の低廉化が期待されるころだと考えます。

また、単に料金競争という面だけではなく、今回の諮問のタイトルにもございますように、利用者が多様なサービスを享受できるデジタル社会を実現していくということが重要であり、そのためには携帯電話事業者から基地局や周波数を借りて様々なサービスを提供しているMVNOにおいてサービス設計の自由度をより一層高めることが必要であると考えます。

以上の観点を踏まえて、音声伝送携帯電話番号の指定につきましては、MVNOへの直接指定を行っている諸外国の動向も十分に参考にしながら、従来の枠にとらわれることなく、より公正な競争が働き、新しいサービスの創出に資するよう検討を進めていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、江崎委員、お願いできますか。

○江崎委員 どうもありがとうございます。

最初の番号に関しては、やはり音声とバンドルされた番号というのも、皆さんかなり違和感が出てきているというのが実情だと思いますし、番号の、現状での使われているところはやはりトラストアンカーとしてのSIMのところになってくるわけですから、その辺り少し多分そちらのほうにMVNOは向かっていくということを考えながら、そ

うすると、それ以外の人がSIMを使って音声ではないトラストアンカーとしてというところは、社会的な要求としては非常に高いわけです。

つまり、トラस्टポイントとしてのSIMというのが、実は物すごく意味を持ってきているところがやはり議論されると非常にいいのではないかというふうに思いました。

それから、2番目のほうの転送に関して言うと、やはりもともと詐欺行為というところから地理的バンドルが必要だということになっているのは、実は逆に考えると、地理的に同じところにいれば詐欺をやりやすくなるということになってしまうので、これはやはり本質的なところを触っていないと思うんです。

多分東京だと東京にいる人なので、警察がすぐに行きやすいとかというものがもし考えられるとすると、警察の捜査権というところのバンドルでというのが理由ならば何となく理解できるわけですがけれども、やはりもしそれではないということだとすると、地理的なところではないところで、本質的にやはり詐欺行為に関しては解決しなければいけないというのがちゃんと報告書の中にも出てくるべきではないかというふうにお伺いしました。

以上でございます。

○森川部会長 江崎委員、ありがとうございます。

それでは、岡田委員、お願いできますか。

○岡田部会長代理 ありがとうございます。

私からは補足的な質問というか、コメントというか、どちらかちよつとはっきりしないところがあるんですが、今回の検討対象では特に触れられていないんですが、いわゆる付加的な役務の電話番号、0120や0800等、資料4ページを拝見すると、指定率や使用率が0120なども非常に高い状況にあるというふうに拝見したんですけれども、今回の諮問の中では特に直接は触れられていないので、もし御議論いただくとしたら、その他という枠の中で御議論いただくことになるのかもしれませんが、テクニカルなことはよく分からないんですが、発信者の識別性という点で非常に重要な、詐欺行為の抑止ということも含めて、ナンバーディスプレイとかいろいろな形で情報者の発信者を特定するような上でも非常に重要なIDとしての機能があると思うんですが、近年、0120や0800発信のいろいろな勧誘電話とか、私個人も非常によく受けるんですが、この辺り、どのような仕組みでどういう事業者が利用されているのかとかいった点

についてちょっと不案内なところがありますので、関連する論点でそのような他の番号の利用状況等ももし併せて御検討いただけるのであればありがたいというふうに感じた次第です。

私からは以上です。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、鈴木室長、お願いできますか。

○鈴木番号企画室長　鈴木でございます。

今、岡田先生から言われた点でございますけれども、確かに0120・0800につきましてはいろいろな課題があるんだと思いますので、すみません、そういった意味では、今日はしっかりと資料を用意できませんでしたけれども、まず、我々もこの辺りの実態をよく整理して、また論点の1つとして検討できるように整理していきたいと思っております。

そして、事業者ヒアリングの中でもこういった辺りについてどんな課題があるのか、その辺りを洗い出していくということも重要だと思いますので、そういった対応も考えたいと思っております。

それと、熊谷先生と江崎先生からもいろいろ御指摘いただきましたけれども、まさに今回の議論を通じまして、やはり多様なサービスの創出、あるいは、競争の促進といったところにつながるようにしっかりと議論していきたいと思っておりますし、その辺りもまた御指導いただければと思っております。

以上でございます。

○森川部会長　ありがとうございます。

先生方、いかがですか。何かほかにもございますか。

ありがとうございます。ほかにも御意見・御質問等がないようでしたら、定足数のほうを満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議に当たり、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御異議がある場合にはチャット機能等でお知らせください。

よろしいですか。

それでは、本件諮問につきましては、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

閉 会

○森川部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○日下管理室長 事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の会議終了いたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局のほうから御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。